## 離婚によるこどもの氏(戸籍)の変更手続について

未成年のこどもがいる場合、離婚(届)の際に、こどもの親権を父母のいずれかに定めますが、これは**親権を定めただけ**であり、これによってこどもが親権を定めた父母のいずれかの戸籍に自動的に入るわけではありません<u>(こどもの戸籍に変動はありません)。</u>親権を定めた父又は母と同じ戸籍にこどもを入れる(同じ氏を称する)ためには、家庭裁判所での「子の氏変更許可申立」及び市役所での「入籍届」の手続きが必要です。

## 1 家庭裁判所で子の氏変更許可申立をします。

- ① 申立てをする家庭裁判所:子の住所地の家庭裁判所(都城市の場合は宮崎家庭裁判所都城支部)
- ② **手続きをする人** [1] こどもが15歳以上の場合……こども本人
  - 「2] こどもが15歳未満の場合……親権者(父・母)
- ③ 申立てに必要なもの [1] 離婚(届)後のこどもの戸籍謄本(全部事項証明書) ……1通
  - [2] 離婚(届)後の父・母の戸籍謄本(全部事項証明書)……1通
  - [3] 収入印紙800円 (こども一人につき)
  - [4] 84円切手 ※家庭裁判所で印紙・切手の販売はしません。
  - [5] 申立人の印鑑

2家庭裁判所の許可がおりたら、市役所(市民課戸籍係)で入籍届をします。

## ①入籍届をする人

- [1] こどもが15歳以上の場合(民法第791条)……こども本人 ※こどもが15歳以上の場合は、届出人の欄はこども本人が直筆署名します。
- 「2] こどもが15歳未満の場合(民法第791条③)……親権者(父・母)

## ②入籍届に必要なもの

- 「1] 家庭裁判所の許可審判書
- [2] 届出人の印鑑

民法第818条:成年に達しない子は、父母の親権に服する。

|民法第819条 : 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなけ

ればならない。

|民法第820条|:親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

民法第791条:子が父又は母と氏を異にする場合には、子は、<mark>家庭裁判所の許可</mark>を得て、戸籍

法の定めるところにより届け出ることによって、その父又は母の氏を称するこ

とができる。

| 民法第791条③:子が15歳未満であるときは、その法定代理人(親権者父・親権者母)がこれに 代わってすることができる。

(問い合わせ先) 宮崎家庭裁判所都城支部 (LL) 23-4177 都城市役所市民課直通 (LL) 23-2128